

日南市自治公民館等整備費補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 30 日

教育委員会告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の振興と活力あるまちづくり、人づくり、生涯学習の場としての自治公民館等（以下「公民館」という。）の新築、購入、移築、改修等（以下「整備」という。）に係る補助金の交付に関し、日南市補助金等交付規則（平成 21 年日南市規則第 51 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 建物の新築事業 新たに建物を建築する事業をいう。
- (2) 建物の購入事業 新たに建物を購入する事業をいう。
- (3) 建物の移築事業 建物を引家等により移築する事業をいう。
- (4) 建物の改修事業 既存の建物を増築し、改装し、又は修繕する事業をいう。
- (5) 建物の附属施設を設置又は購入する事業 建物の附属施設を新設し、購入し、移し、又は改修する事業をいう。
- (6) 備品購入費 別表に掲げる備品のうち一件 10 万円以上で耐用年数が 5 年以上のものを購入する事業をいう。

2 前項第 1 号から第 5 号までについては、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する本工事費及び附帯工事費（電気、ガス、給排水、冷暖房等）で一件 30 万円以上のものとし、敷地に関する用地の購入費、外構工事費等は含まないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、他に市の単独補助を受ける事業については対象としない。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の 10 分の 3 以内とする。前条第 1 項第 1 号から第 5 号までについては、その額が 300 万円を超える場合は、300 万円を限度とし、前条第 1 項第 6 号については、その額が 30 万円を超える場合は、30 万円を限度とする。

2 前項に規定する対象事業費は、国又は地方公共団体による経費負担がある場合には、その額を控除した額とする。

3 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金交付の対象となる者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に定める地縁による団体の認可を受けたもの又は当該団体に該当するものと市長が認めたものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原則として事業着工の1月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 地縁による団体認可証明書の写し(第2条第1号から第3号までの場合)及び公民館規約の写し
- (2) 事業に対する公民館総会議決書
- (3) 付近見取り図並びに建物の平面図、立面図及び配置図
- (4) 事業計画書
- (5) 予算書
- (6) 工事内訳明細書
- (7) 建築確認申請書
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 補助対象事業が完了したときは、次の各号に定める書類を提出しその検査を受けたあと適当と認めた場合に交付の決定を行うものとする。

- (1) 収支報告書
- (2) その他市長が指示する書類

(実績報告書)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書には次の各号に定めるものを添付しなければならない。

- (1) 事業完成写真
- (2) 事業費の支払証明書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の取消し又は返還)

第8条 市長は、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 詐欺又は不正の手段で補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長の指示又はこの要綱に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日教育委員会告示第1号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助の対象となる備品

No.	品名
1	冷房、暖房器具
2	視聴覚機器
3	その他市長が特に必要と認めるもの